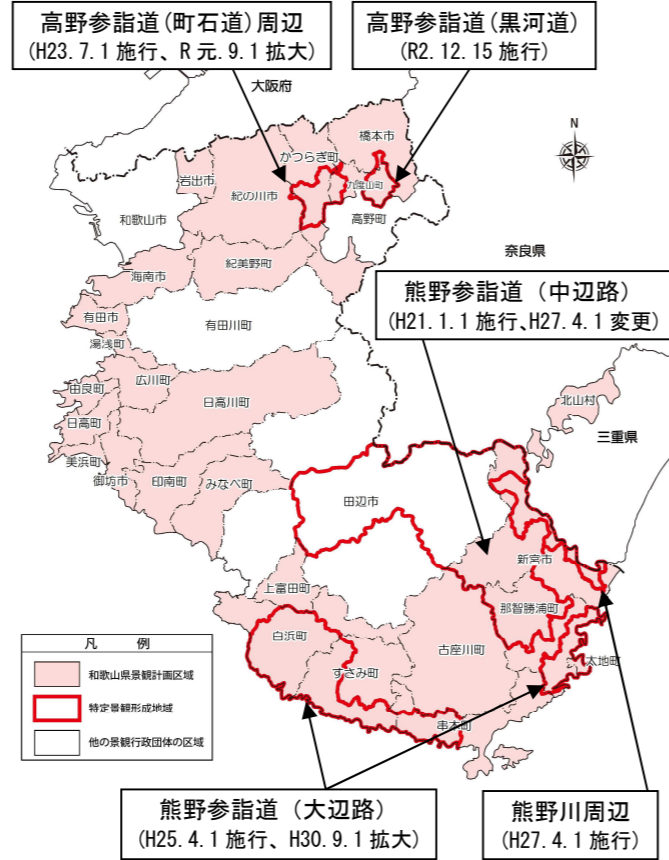


# 景観計画区域内の届出制度の概要

和歌山県 都市政策課

景観計画区域内で一定の行為を行う際には、市町村を通じて県への届出（国又は地方公共団体は通知）を行っていただく必要があります。景観計画区域内で届出が必要な行為（届出対象行為）に対しては、良好な景観の形成を図るために遵守すべき景観形成基準を定めています。

また、景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域として指定しており、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図っています。特定景観形成地域では、一般の景観計画区域とは別に届出対象行為と景観形成基準を定めています。



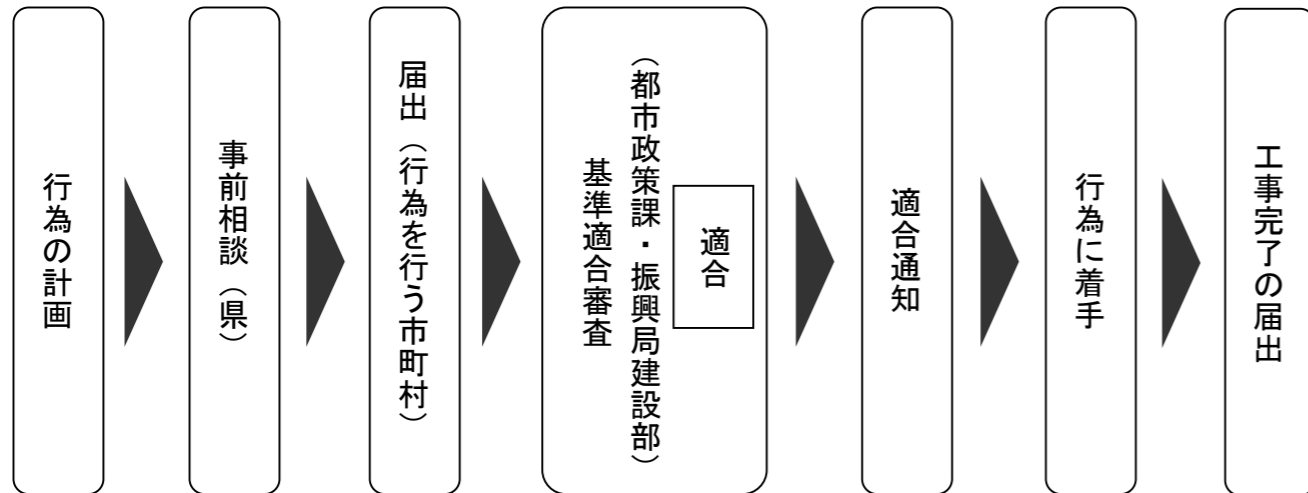
## 和歌山県景観計画区域

和歌山県景観計画の区域は、景観行政団体である和歌山市、田辺市、高野町、有田川町の区域を除く和歌山県全域です。（景観行政団体である市町村の区域では、各市町村が独自に建築物等の規制誘導を行います。）

## 特定景観形成地域

世界遺産に登録された資産及びその周辺を含め、高野参詣道（町石道）周辺、高野参詣道（黒河道）、熊野参詣道（中辺路）、熊野参詣道（大辺路）、熊野川周辺の5地域「特定景観形成地域」に指定しています。

## 届出の流れ

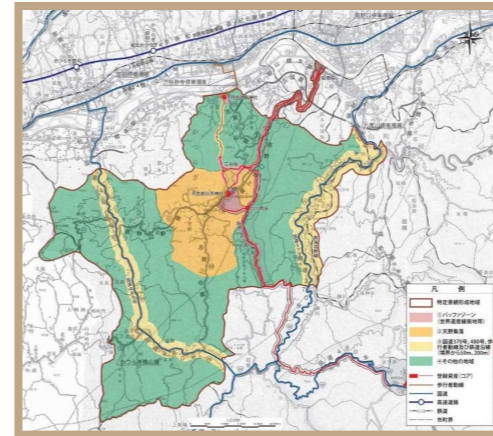


- ※ できる限り事前相談を行って下さい。
- ※ 届出に際し、必要となる書類は以下のとおりです。  
届出書を3部（正1部、副1部、控1部）作成し、行為を行う場所を管轄する市町村へ提出してください。
- 【注意】  
海南市、紀美野町内で建築物及び工作物の建築等の行為を行う場合、届出書を4部（正1部、副2部、控1部）作成し、海南市もしくは紀美野町へ提出してください。
- ※ 届出書は、行為を着手する30日前までに提出してください

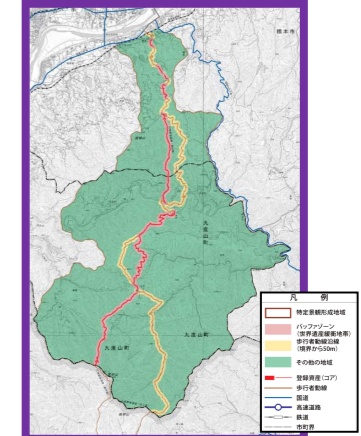
## 特定景観形成地域の区域図

特定景観形成地域の区域は下記の通りです。なお詳細は下記ホームページを確認して下さい。

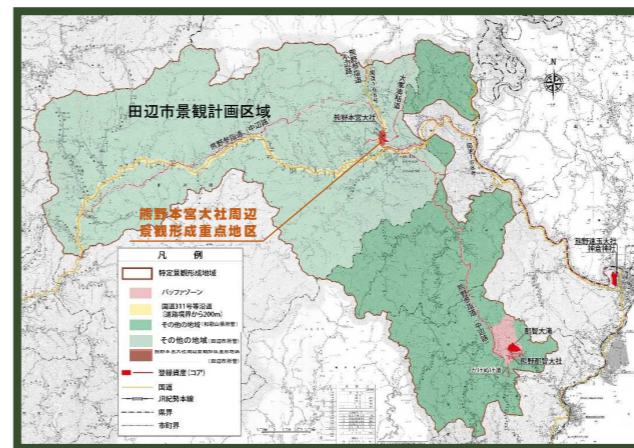
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/kuikizu\\_keikan.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/kuikizu_keikan.html)



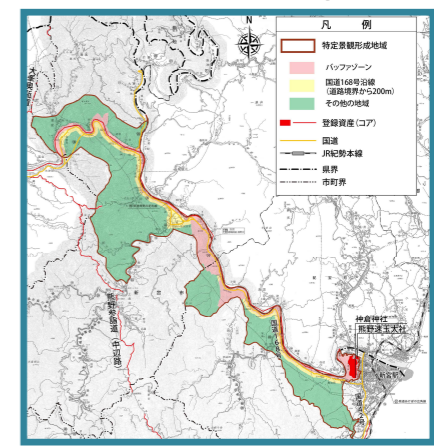
高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域



高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域



熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域



熊野川周辺特定景観形成地域



熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域

## 問合せ先

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班  
 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 TEL : 073-441-3228 メール : keikan@pref.wakayama.lg.jp  
 または、各振興局建設部へ

※景観計画、届出の詳しい内容については、下記ホームページで確認できます。  
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan\\_toppage.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage.html)

※和歌山市、田辺市、高野町、有田川町においては、それぞれの市町で届出制度を実施しています。下記までお問い合わせください。

和歌山市 まちなみ景観課 TEL : 073-435-1082  
 田辺市 都市計画課 TEL : 0739-26-9937  
 高野町 建設課 TEL : 0736-56-2934  
 有田川町 建設課 TEL : 0737-52-2111

# 和歌山県景観計画区域内における行為の制限に関する事項

## 届出対象行為

下記に該当する行為については、届出が必要です。(国、地方公共団体は通知が必要)

届出対象行為	和歌山県景観計画区域 (特定景観形成地域を除く)	熊野参詣道(中辺路)・熊野川周辺 特定景観形成地域			高野参詣道(町石道)周辺・高野参詣道(黒河道) 特定景観形成地域				熊野参詣道(大辺路) 特定景観形成地域		
		バッファ ゾーン	国道168号沿道 (道路境界から200m)	左記以外	バッファ ゾーン	天野集落 【高野参詣道(町石 道)周辺のみ】	国道370号、480号、鉄道 沿線及び歩行者動線 (境界から50m、200m)	左記以外	バッファ ゾーン	歩行者動線沿道 (境界から50m、200m)	左記以外
建築物の新築、増築、 改築等	高さ13m超または 建築面積1,000㎡超	全ての行為	全ての行為	高さ13m超または 延べ面積500㎡超	全ての行為	高さ10m超 または 延べ面積500㎡超	高さ10m超または 延べ面積500㎡超	高さ13m超または 延べ面積1,000㎡超	全ての行為	高さ10m超または 延べ面積500㎡超	高さ13m超または 延べ面積1,000㎡超
工作物の 新設、 増築、 改築等	①製造施設、貯蔵施 設、遊戯施設、太 陽光発電施設等 の工作物、	全ての行為	全ての行為	高さ13m超または 建築面積1,000㎡超	全ての行為	高さ10m超 または 建築面積500㎡超	高さ10m超または 建築面積500㎡超	高さ13m超または 建築面積1,000㎡超	全ての行為	高さ10m超または 建築面積500㎡超	高さ13m超または 建築面積1,000㎡超
	②広告塔、広告板、 装飾塔等	全ての行為	全ての行為	高さ13m超	全ての行為	高さ10m超	高さ10m超	高さ13m超	全ての行為	高さ10m超	高さ13m超
	③その他の工作物	全ての行為	全ての行為	高さ13m超	全ての行為	高さ10m超	高さ10m超	高さ13m超	全ての行為	高さ10m超	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規 定する開発行為	都計内3,000㎡超 都計外10,000㎡超	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取等、土 地の形質の変更	都計内3,000㎡超 都計外10,000㎡超	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物等、 物件の堆積	3,000㎡超	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超
水面の埋立て	－(届出不要)	全ての行為	－(届出不要)	－(届出不要)	全ての行為	－(届出不要)	－(届出不要)	－(届出不要)	全ての行為	－(届出不要)	－(届出不要)

※他の法令等で担保されている行為、日常の行為などで景観上影響が少ない行為等については適用除外となる場合があります。

## 景観形成基準(主な基準)

景観計画区域内で先に定めた対象行為をする者は、下記の景観形成基準に適合するよう努めなければなりません。県ではこの基準に適合しているかどうかについて審査し、必要に応じて勧告または変更命令を行うことがあります。また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照して下さい。

届出対象行為	和歌山県景観計画区域 (特定景観形成地域を除く)	熊野参詣道(中辺路)・熊野川周辺 特定景観形成地域 (一般区域の基準に追加・上乘せ)			高野参詣道(町石道)周辺・高野参詣道(黒河道) 特定景観形成地域 (一般区域の基準に追加・上乘せ)				熊野参詣道(大辺路) 特定景観形成地域 (一般区域の基準に追加・上乘せ)				
		バッファ ゾーン	国道168号沿道 (道路境界から200m)	左記以外	バッファ ゾーン	天野集落 【高野参詣道(町石 道)周辺のみ】	国道370号、480号、鉄道 沿線及び歩行者動線 (境界から50m、200m)	左記以外	バッファ ゾーン	世界遺産を結ぶ歩行 者動線沿道 (境界から50m、200m)	左記以外		
共通事項	周辺の景観と調和した景観 形成、和歌山県景観資源等 への配慮等	文化財的価値の高い景観の保全	アクセスルートとし ての景観形成	眺望景観の保全	文化財的価値の高い景観の保全	文化財的価値の高い景 観の保全	アクセスルートとしての景 観形成/周囲の景観との調 和	眺望景観の保全	文化財的価値の高い景観の保全	周囲の景観との調和	周囲の景観との調和		
建築物の建 築等/工作 物の建設等	位置・規模	景観構成要素への配慮/眺 望への配慮等	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投 影面積1,000㎡を 超えない規模等)	石垣、庭木、植え込 み等の保全/沿道か らの眺望への配慮	山稜のスカイラインの 保全(古道の眺望点か ら、突出しない)	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投 影面積1,000㎡を 超えない規模等)	集落景観や背景の山な みの保全/石垣、庭木、 植込等の保全/山稜の スカイラインの保全	石垣、庭木、植込等の保全/ 国道、鉄道及び歩行者動線沿 道からの眺望への配慮	山稜のスカイラインの 保全(町石道等の眺望 点から突出しない)	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投 影面積1,000㎡を 超えない規模等)	石垣、庭木、植込等の 保全/集落景観、山な みを著しく妨げない位 置及び規模等	眺望点から見たときに 山稜のスカイラインから 突出しない/海岸の眺望 を妨げない位置及び規模	
	形態・意匠	周辺との調和等	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	古道の眺望点及び沿 道から、国道168号・ 熊野川からの眺望へ の配慮	古道の眺望点からの眺 望への配慮 国道168号、熊野川か らの眺望への配慮	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	集落景観や背景の山な みの保全/町石道の眺 望点からの眺望への配 慮	国道、鉄道及び歩行者動線沿 道からの眺望への配慮	町石道等の眺望点や沿 道からの眺望への配慮	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	歩行者動線からみた ときに周辺との調和への 配慮	眺望点や歩行者動線か らの眺望への配慮	
	色彩	落ち着いた色彩の使用等	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	外観の基調色は色相0.1R~2.5Yは彩度6以下、 それ以外は4以下(無彩色含む)			周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	外観の基調色は色相0.1R~2.5Yは彩度6以下、それ以 外は4以下(無彩色含む)	(一般区域と共通)	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	外観の基調色は色相 0.1R~2.5Yは彩度6以 下、それ以外は4以下	(一般区域と共通)	(一般区域と共通)
	素材	周辺と調和した素材の使用 等	(一般区域と共通)				(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)
	緑化	緑化の推進/植生の配慮等	(一般区域と共通)				(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)
	その他	夜間照明の配慮	(一般区域と共通)				(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)
開発行為/ 土地の形質 の変更	位置・規模	長大な法面・擁壁とならな いようにする等	必要最小限にとど める等	古道の眺望点及び沿 道から、国道168号・ 熊野川からの眺望へ の配慮	古道の眺望点からの眺 望への配慮 国道168号、熊野川か らの眺望への配慮	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	集落景観や背景の山な みの保全/町石道の眺 望点からの眺望への配 慮	国道、鉄道及び歩行者動線沿 道からの眺望への配慮	町石道等の眺望点や沿 道からの眺望への配慮	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	歩行者動線から見た ときに周辺との調和への 配慮	眺望点や歩行者動線か らの眺望への配慮	
	緑化	緑化の推進/植生の配慮等	(一般区域と共通)			(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)	
屋外にお ける 物件の堆 積	位置・規模	目立たない位置・方法とす る等	景観に著しい改変 が生じないように する	古道の眺望点及び沿 道から、国道168号・ 熊野川からの眺望へ の配慮	古道の眺望点からの眺 望への配慮 国道168号、熊野川か らの眺望への配慮	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	集落景観や背景の山な みの保全/町石道の眺 望点からの眺望への配 慮	国道、鉄道及び歩行者動線沿 道からの眺望への配慮	町石道等の眺望点や沿 道からの眺望への配慮	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	歩行者動線から見た ときに周辺との調和への 配慮	眺望点や歩行者動線か らの眺望への配慮	
	方法	目立たない積み上げ等	(一般区域と共通)			(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)	
	緑化	緑化の推進/植生の配慮等	(一般区域と共通)				(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)		(一般区域と共通)
水面の埋立て	－	必要最小限にとど める	－	－	－	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	－	－	－	周辺景観に著しい 影響を及ぼさない	－	－	